

予防接種（個別接種）

概 要

定期の予防接種の対象疾病及び対象者

疾 病	予防接種対象者
ジフテリア	1 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2 11歳以上13歳未満の者
百日せき	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
麻 し ん	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 3 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
風 し ん	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 3 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
日 本 脳 炎	1 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2 9歳以上13歳未満の者
破 傷 風	1 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2 11歳以上13歳未満の者
結 核	生後6月に至るまでの間にある者
インフルエンザ	1 65歳以上の者 2 60歳以上65歳未満の慢性高度心・呼吸器・腎機能等不全者

詳細データ

予防接種健康被害救済制度の給付の種類と額

一類疾病			二類疾病（インフルエンザ）		
種 類	対象者	給付の内容及び支給額	種 類	対象者	給付の内容及び支給額
医療費	予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者	健康保険の例により算定した額のうち自己負担相当額	医療費	予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者	健康保険の例により算定した額のうち自己負担相当額
医療手当	医療費に同じ	入院 1ヶ月のうち8日以上 (月額) 35,800円 入院 1ヶ月のうち8日未満 (月額) 33,800円 通院 1ヶ月のうち3日以上 (月額) 35,800円 通院 1ヶ月のうち3日未満 (月額) 33,800円 同一月入通院 (月額) 35,800円	医療手当	医療費に同じ	入院 1ヶ月のうち8日以上 (月額) 35,800円 入院 1ヶ月のうち8日未満 (月額) 33,800円 通院 1ヶ月のうち3日以上 (月額) 35,800円 通院 1ヶ月のうち3日未満 (月額) 33,800円 同一月入通院 (月額) 35,800円
障害児養育年金	予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳未満の者を養育する者	1級 (介護加算額) (年額) 1,531,200円 (年額) (839,500円) 2級 (介護加算額) (年額) 1,225,200円 (年額) (559,700円)	障害年金	予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳以上の者	1級 (年額) 2,720,400円 2級 (年額) 2,175,600円
障害年金	予防接種による障害の状態となり、一定の障害を有する18歳以上の者	1級 (介護加算額) (年額) 4,897,200円 (年額) (839,500円) 2級 (介護加算額) (年額) 3,915,600円 (年額) (559,700円) 3級 (年額) 2,937,600円	遺族年金	予防接種により死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。（支給は、10年を限度とする。）	(年額) 2,378,400円
死亡一時金	予防接種による疾病により死亡した者の遺族	42,800,000円	遺族一時金	予防接種により死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。	7,135,200円
葬祭料	予防接種による疾病により死亡した者の葬祭を行う者	199,000円	葬祭料	予防接種による疾病により死亡した者の葬祭を行う者	199,000円

※ 二類疾病による健康被害の請求の期限

- (注) 1. 医療費及び医療手当の請求の期限は、対象となる費用の支払いが行われた時から2年とする。
2. 遺族年金及び遺族一時金の請求の期限は、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる疾病又は障害について、医療費、医療手当又は障害年金の支給があった場合には、その死亡の時から2年、それ以外の場合には、その死亡の時から5年とする。